



中国レポート

中国の商標権について

～ 制度概要・申請方法～

平成23年12月号

千葉銀行 上海駐在員事務所

はじめに

米アップル社が販売する多機能端末「iPad(アイパッド)」の中国国内での商標権をめぐり、同社と商標権保有を主張する中国深センのプロビュー・テクノロジー社との訴訟事例¹が大きくクローズアップされたことで、中国における商標権に注目が集まっています。

こうした事例が大きく報道される背景には、外国企業などの商標が、いつの間にか中国において無関係の第三者により先に出願・登録（以下、不正商標登録）される事案が増加していることが挙げられます。不正商標登録により商標が登録されてしまうと、それを取り消すためには、多くの時間的・金銭的・労力的コストがかかるだけでなく、場合によっては商標を取り戻すことができないこともあります。

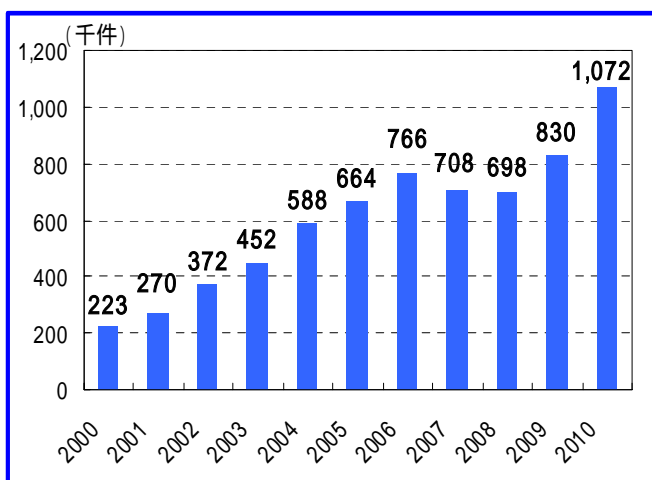
今回の中国レポートでは、中国内販ビジネスの高まりに伴って、日系企業の中国ビジネスに大きな影響を及ぼす『商標権』について、制度概要を紹介するとともに申請方法や手続の流れについて解説します。

中国の商標権について

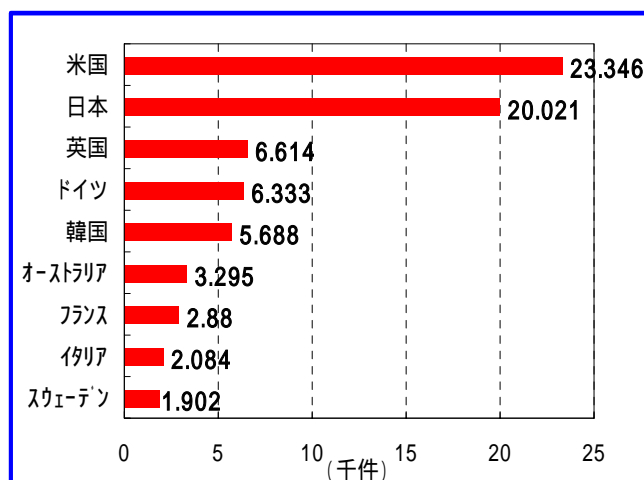
商標権の出願件数は世界最多

中国市場は世界から注目される重要なマーケットのひとつであり、商取引も非常に多く行われることから、中国国内における商標権取得の必要性は高く、商標出願件数は増加傾向にあります。中国工商行政管理总局商標局によると、2010年の商標登録出願数は107万2,000件に上っており、9年連続で世界最多の出願件数を記録しています。なお、日本は申請者国籍別の商標登録出願件数で第2位となっています。

【商標登録出願件数の推移】



【2010年 外国籍申請者出願件数】



(国家工商行政管理総局商標局HPより上海駐在員事務所作成)

¹ アップル社が「iPad」の商標権取消を求めてプロビュー・テクノロジー社を2011年2月に提訴。深セン地方法院で争われた第一審でアップル社の訴えは棄却となる。その後2011年12月に、プロビュー・テクノロジー社は、アップル社に対し同商標使用の差し止めと商標権侵害の賠償金100億元(約1,200億円)を求め訴訟を起こした。

商標登録の概要

中国の商標登録は、日本と同じく先願主義を採用しています。先願主義とは、管轄当局に対し商標登録の手続きをした者に商標権を付与する制度です。また、商標権の権利期間は日本と同じく登録から10年間となっており、存続期間の更新申請を行うことで、更に10年毎に権利期間を更新することができます。

商標登録の管轄部門は、「国家工商行政管理総局商標局」となります。対象となる登録商標には、「商品商標」「サービス商標」「団体商標」及び「証明商標」の4種類です。また、一商標について一区分毎に分類区分登録を行う必要があり、区分は全部で45種類です（34個の商品分類及び11個のサービス分類）。例えば、『千葉銀行』という企業商標と日本酒を登録したい場合、サービス提供などを含む『第35類』と日本酒・清酒などを含む『第33類』の区分登録をすることになります。

商標登録の申請方法・費用・登録までの流れ

商標登録申請方法は、下記の通り大きく分けて三つあります。取得したい商標や分類区分により、登録範囲やコスト負担などの面でメリット・デメリットがありますので、日本の特許事務所などに相談することをお勧めします。また、申請に係る主な行政費用や登録までの一般的な流れもご紹介いたしますので、併せてご参考にしてみてください。

【 商標登録の申請方法 】

国家工商行政管理総局が認可した『商標代理機関』に委託して、商標登録出願を行う。

日本の特許事務所を通じて、現地の商標代理機関に委託（日本からの申請）

中国の現地法人などが、現地の商標代理機関に委託（中国国内での申請）

申請者（現地法人）が、国家工商行政総局商標局に直接赴き、商用登録出願を行う。

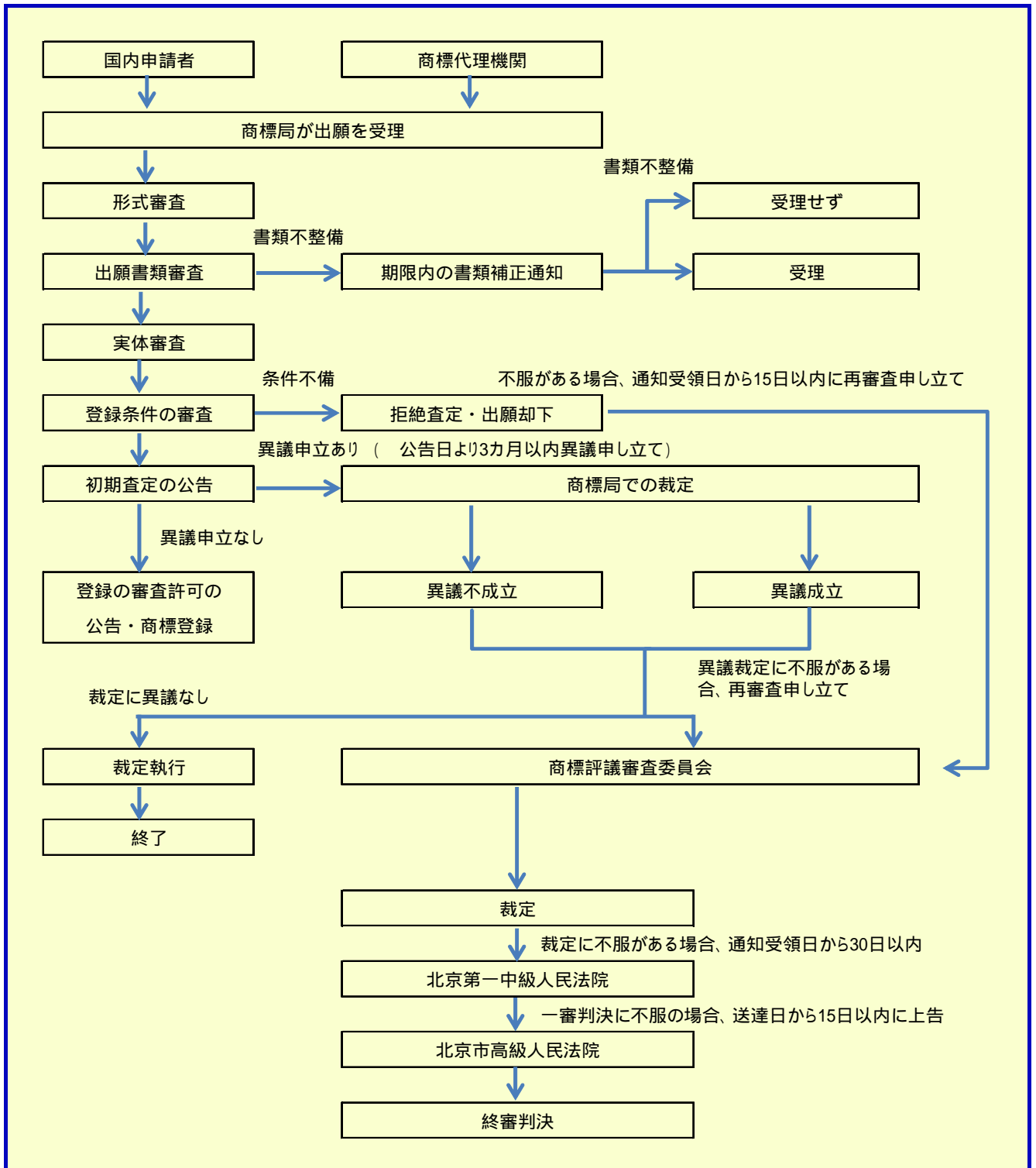
国際条約である『商標国際登録マドリッド協定』に基づき、日本から世界知的所有権起案国際局へ国際出願を行う。

【 商標登録申請に関する主な行政費用² 】

対象商標	費用		備考
商標登録費	書類申請	1,000 元 (約 12 千円)	商品・サービスの区分登録 10 個分含む。10 個以上区分登録をする場合、1 区分追加毎に 100 元徴収。
	ネット申請	800 元 (約 10 千円)	商品・サービスの区分登録 10 個分含む。10 個以上区分登録をする場合、1 区分追加毎に 80 元徴収。
譲渡登録費	1,000 元(約 12 千円)		
商標更新費	2,000 元(約 24 千円)		
変更費	500 元(約 6 千円)		

²上記には商標代理機関の代行費用は含んでおりません。各代理機関により価格が異なりますので、ご利用の際は各機関までお問い合わせください。

【 出願・登録手続フローチャート 】



(国家工商行政管理総局商標局HPより上海駐在員事務所作成)

なお、中国の商標出願・登録の状況は、国家工商行政管理総局商標局のウェブサイト『中国商標網』 (<http://sbcx.saic.gov.cn/trade/index.jsp> ; 中国語・英語) で、誰でも無料で調べることができますので、自社の商標等の状況のご確認にご利用ください。

おわりに

中国に進出し事業を始めようとする、不正商標登録が足枷となるケースが見受けられ、ビジネスを行う上での難しさのひとつになっています。

商標登録・申請については、日本での事業展開の状況を見ながら中国での対応を検討するという選択肢もある一方、インターネット等を通じて日本の情報が簡単に中国に伝わってしまう現状を踏まえ、日本での事業展開と併せてグローバルな戦略を立てるなか、中国においても商標登録申請を行う体制を整備しておく必要があります。

また、自社ブランドやサービスが不正に商標登録されており、法的対抗手段を用いて商標権の取消を求める場合においては、事業展開の状況やコストなどを踏まえ、対応を検討する必要があります。場合によっては、「何もしない」という方法や「商標登録者から譲り受ける」という方法も視野に入れる必要があります。特許事務所などの専門家とよく相談の上、対策を練ることが肝要です。個別企業では対応の難しい場合は、地方自治体や業界団体などを通じて対策にあたることも必要となってくるでしょう。

なお、特許庁は、2011年6月から地方自治体等への支援策をより充実させ、日本の地方自治体や事業協同組合、一般財団法人、一般社団法人を対象に、中国における商標の出願状況調査を無料で実施するサービスを新たに開始しています。詳細につきましては、特許庁ホームページ（<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>）をご参照ください。

千葉銀行 上海駐在員事務所では、最新トピックスや投資環境など、中国に関する情報をタイムリーに提供する体制を整えております。中国に拠点をお持ちのお客様や、中国への進出を検討されているお客様は、最寄りの取引店を通じ、お気軽にご相談下さい。

以上

ここに掲載されているデータや資料は、情報提供のみを目的としたもので、投資勧誘等を目的としたものではありません。投資等の最終決定は、ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

また、弊行は、かかる情報の正確性や妥当性については、責任を負うものではありません。

本レポートに関するお問い合わせは、千葉銀行 市場営業部 海外支店統括グループ
(Tel:03-3270-8526、e-mail:kikaku@chibabank.co.jp) までお願いいたします。